福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則等（案）の概要等について

１　改正の理由

⑴　福岡県道路交通法施行細則の一部改正関係

道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第３２号）が制定され、遠隔操作型小型車及び特定自動運行に係る規定が整備されたこと等に伴い、福岡県道路交通法施行細則（昭和４７年福岡県公安委員会規則第７号）の一部を改正するものです。

⑵　遠隔操作型小型車及び特定自動運行に係る基準等関係

道路交通法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、遠隔操作型小型車に係る処分基準並びに特定自動運行に係る審査基準及び処分基準を制定するものです。

２　改正案の概要

⑴　福岡県道路交通法施行細則の一部改正関係

ア　遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出について規定することとします。（第２章の２関係）

イ　特定自動運行の許可等について規定することとします。（第６章の３関係）

ウ　その他所要の規定の整理をすることとします。

⑵　遠隔操作型小型車に係る処分基準関係

道路交通法に基づく遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に係る指示の基準等（案）について制定することとします。

⑶　特定自動運行に係る審査基準等関係

ア　道路交通法第７５条の１２第１項の規定による特定自動運行の許可の審査の基準（案）を制定することとします。

イ　道路交通法第７５条の１６第１項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の審査の基準（案）について制定することとします。

ウ　道路交通法に基づく特定自動運行に係る指示、許可の取消し及び許可の効力の停止の基準等（案）について制定することとします。